

## 第5章 計画の総合的な推進

### 1 県における推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の充実

県の男女共同参画施策を総合的に推進するために設置した石川県男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理を行います。

#### (2) 石川県男女共同参画審議会の設置

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した石川県男女共同参画審議会において、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行います。

#### (3) 男女共同参画苦情処理機関の設置

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画苦情処理機関において、制度の周知を図るとともに、苦情に対して適切な処理を行います。

#### (4) 男女共同参画に関する調査・研究、施策の企画・立案の充実

庁内各課と連携を図りながら、男女共同参画の現状における問題点の把握や調査・研究を進め、男女共同参画社会の形成に向けた施策の企画・立案に活かします。

#### (5) 男女共同参画推進員の設置及び男女共同参画推進応援団の活用

- ・「石川県男女共同参画推進条例」に基づき設置した男女共同参画推進員が地域社会における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。
- ・男女共同参画推進員経験者による応援団を活用し、推進員への助言指導や広域的な普及啓発活動を進めるとともに、応援団の自主的な活動を促進します。

#### (6) 石川県女性センターの充実

男女共同参画を推進するための総合的な拠点施設として女性センターの役割は重要です。女性の主体的な生き方を支援する事業を充実させるとともに、女性団体・自主グループのネットワークの拠点であり、男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点として充実を図ります。

#### (7) 石川県女性相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力の被害者に対し、関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進するとともに、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」として、性暴力被害者に寄り添った支援をワンストップで行う等、あらゆる暴力等に対する相談支援体制の充実を図ります。

#### (8) 公益財団法人いしかわ女性基金との連携

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された公益財団法人いしかわ女性基金と緊密に連携し、男女共同参画社会の実現に向けての効率的な事業展開や広報・啓発活動を推進します。

## 2 市町との連携

- ・県は、市町と連携して男女共同参画社会形成のための活動に取り組むとともに、各市町で男女共同参画施策が推進されるよう、男女共同参画に関する情報を収集・提供できる体制の充実を図ります。
- ・男女共同参画推進員が地域社会における活動を市町及び応援団と連携を図りながら進めることができるよう支援します。

## 3 国との連携

国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組を踏まえつつ施策の効果的な推進を図ります。

## 4 関係機関、民間団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現を図るため、行政機関はもとより、関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

## 5 職員研修の充実等

県職員をはじめ市町職員、団体職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と関心を深めるための研修機会や情報提供の充実を図ります。

## 6 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、身近なところからその実現に向けた取組を実践していくことを期待します。

## 7 計画の進行管理

「石川県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し年次報告として公表します。

## 8 数値目標（別表）

数値目標を設定し計画の着実な推進を図ります。

別表 数値目標

目 標	項 目	現状値(年度)	目標値(年度)
I 社会や組織のあらゆる分野において、誰もが個性と能力を発揮する機会(Chance)が得られる社会	県の審議会等における女性委員の割合	44.2%(R6)	50%(R12)
	管理的職業従事者に占める女性の割合 ※ (国勢調査「就業状態等基本集計」による)	14.3%(R2)	25%(R12)
	自治会長に占める女性の割合	3.7%(R6)	10%(R12)
	男女間の賃金格差※ (男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額)	76.0(R6)	格差縮小(R12)
	ワークライフバランス表彰企業数(累計)	128社(R6)	180社(R11)
	父親の育児・家事の頻度※ (週3日以上)の割合)	46.4%(R6)	70%(R11)
	男性の育児休業取得率※	42.6%(R6)	85.0%(R12)
	県男性職員の1月超の育児関連休暇・育児休業取得率※	72.0%(R6)	100%(R12)
	放課後児童クラブ登録児童数※	16,696人(R6)	18,500人(R11)
	マイ保育園利用登録率	65.1%(R6)	80%(R11)
	女性農業委員の割合	15.5%(R6)	20%(R14)
	認定農業者数に占める女性の割合	4.9%(R6)	6%(R14)
	主業経営体に対する家族経営協定の締結割合※ (主業経営体: 農業所得が主で、1年間に自営農業に60日以上 従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体)	32%(R6)	50%(R14)
II 誰もが健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、災害の教訓も生かして個々の状況に寄り添い配慮(Care)し合える社会	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	36.9%(R6)	50%(R12)
	性暴力に関する若年層向け出前講座の実数	120講座 (R3~R6累計)	300講座 (R3~R12累計)
	地域見守りネットワーク協定締結事業者数	101事業所(R6)	150事業所(R14)
	特定健康診査受診率	60%(R3)	70%(R11)
	自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	16.8(R4)	12.8以下(R8)
III 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に取り組み、国際社会の動向も勘案しながら、誰もが多様な価値観を相互に理解(Communication)し合う社会	「男女共同参画社会」という用語の周知度	75.8%(R6)	100%(R12)
	「社会全体における男女の地位」が平等と感じる人の割合	10.8%(R6)	50%(R12)
	「職場における男女の地位」が平等と感じる人の割合	25.7%(R6)	50%(R12)
	「学校教育の場における男女の地位」が平等と感じる人の割合	43.1%(R6)	60%(R12)
	「家庭における男女の地位」が平等と感じる人の割合	33.2%(R6)	60%(R12)
	共働き世帯の夫の家事関連時間(1日あたり)※	36分(R3)	56分(R8)

※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所